

特別栽培農産物の基準となる慣行レベル確認等に係る事務取扱要領

一部改正	平成 16 年 3 月 31 日付け 15 園産第 374 号愛知県農林水産部長通知
一部改正	平成 17 年 3 月 17 日付け 16 園産第 617 号愛知県農林水産部長通知
一部改正	平成 18 年 4 月 3 日付け 18 園産第 47 号愛知県農林水産部長通知
一部改正	平成 19 年 1 月 4 日付け 18 園産第 401 号愛知県農林水産部長通知
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日付け 22 園産第 97 号愛知県農林水産部長通知
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日付け 23 園産第 12 号愛知県農林水産部長通知
一部改正	平成 24 年 4 月 2 日付け 24 園産第 210 号愛知県農林水産部長通知
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日付け 25 園産第 14 号愛知県農林水産部長通知
一部改正	令和 3 年 12 月 21 日付け 3 園産第 664 号愛知県農業水産局長通知

第 1 趣旨

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成 15 年 5 月 26 日付け 15 総合第 950 号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知) 第 4 の 2 (5) で規定する慣行レベルに関して、県が行う内容の確認について必要な事項を定める。

第 2 慣行レベルの内容の確認の考え方

- 1 県は、「愛知県特別栽培農産物に係る慣行レベル策定要領」(平成 25 年 1 月 25 日付け 24 園産第 568 号愛知県農林水産部長通知) 及び「愛知県特別栽培農産物に係る慣行レベル策定方針」(平成 25 年 2 月 8 日付け 24 園産第 610 号愛知県農林水産部長通知) (以下、「策定要領等」という。) に基づいて策定した慣行レベル (以下「策定慣行レベル」という。) の対象になっていない農産物等について、特別栽培農産物の生産、販売を行おうとする農業者等からの申請に基づき、栽培地、栽培環境等に応じて各地域の実情に即した慣行レベル (以下「地域慣行レベル」という。) を確認する。
- 2 第 3 で区分する複数の地域において、同一の農産物に係る地域慣行レベルが確認された場合は、策定要領等に基づき、改めて県が慣行レベルを策定することができるものとする。

第 3 申請書の提出

地域慣行レベルに関して県の確認を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、当該農産物 (ただし、栽培環境等が異なる場合にあっては、その栽培環境等) ごとに、申請書 (様式第 1 号) を当該農産物の生産 (種子、種苗の調製を含む。) を始める月の前々月の末日までに、当該生産ほ場について、次表の地域の欄に掲げる区分に従い、同表の届出先機関の欄に掲げる機関の長に提出するものとする。

地域 (ほ場所在地)	届出先機関 (窓口担当課)
名古屋地域 (名古屋市)	愛知県農業水産局 (園芸農産課)
尾張地域 (一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡)	愛知県尾張農林水産事務所 (農政課)
海部地域 (津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡)	愛知県海部農林水産事務所 (農政課)
知多地域 (半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡)	愛知県知多農林水産事務所 (農政課)
西三河地域 (岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、	愛知県西三河農林水産事務所 (農政課)

西尾市、知立市、高浜市及び額田郡)	
豊田加茂地域（豊田市及びみよし市）	愛知県豊田加茂農林水産事務所（農政課）
新城設楽地域（新城市及び北設楽郡）	愛知県新城設楽農林水産事務所（農政課）
東三河地域（豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市）	愛知県東三河農林水産事務所（農政課）

第4 申請書の添付資料及び提出部数

- 1 第3の申請書には、参考資料（様式第2号）を添付するものとする。
- 2 申請書及び参考資料の提出部数は、各1部とする。

第5 申請書の確認及び通知

- 1 知事は、提出のあった申請書の内容を確認し、申請者に対して、通知を行うものとする。
通知は、次の5区分により行うものとする。
 - (1) 申請内容をそのまま地域慣行レベルとする場合（様式第3号の1）
 - (2) 申請内容を補正して地域慣行レベルとする場合（様式第3号の2）
 - (3) 申請内容に対して新たな地域慣行レベルとせず、既に確認した地域慣行レベルを補正する場合（様式第3号の3）
 - (4) 申請内容に対応する地域慣行実態が認められず、地域慣行レベルとすることができない場合（様式第3号の4）
 - (5) 申請内容が、既に確認した地域慣行レベルと同じ内容である場合（様式第3号の5）
- 2 前項の確認及び通知は、次の手順により行うものとする。
 - (1) 届出先機関となっている園芸農産課又は各農林水産事務所農政課（以下「窓口担当課」という。）は、申請書の提出があったときは、速やかに当該ほ場所在地を所管する農林水産事務所農業改良普及課（以下「担当普及課」という。）へ受付印を押した申請書の写しを添えて確認を依頼するものとする。
 なお、地域に複数の農業改良普及課がある場合においては、窓口担当課は、担当普及課以外の同地域の農業改良普及課（以下「関係普及課」という。）へも申請書をファクシミリ等により通知するものとする。
 ただし、1の（5）に該当する場合は、窓口担当課は、担当普及課へ確認依頼することなく、速やかに申請者に対して、申請内容と同じ地域慣行レベル参考資料（様式第4号）の写し及び受付印を押した申請書の写しを添えて、1の通知を行うものとする。
 - (2) (1)の確認依頼を受けた担当普及課は、申請のあった月の翌月の20日までに確認の上、窓口担当課に回答するものとする。
 その際、担当普及課は、必要と認めるときは、申請者又は栽培責任者に対して申請内容の調査を行うものとする。
 - (3) (2)の確認回答に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 慣行栽培は、原則として、該当農産物の作付面積又は生産量の概ね5割以上で導入（試行的なものは除く）されている技術を用いた栽培を指すものとする。
 - イ 地域に複数の農業改良普及課がある場合、担当普及課は、関係普及課と調整するものとする。
 - ウ 回答は、様式第4号を用いるものとする。
 - (4) (2)の確認回答を受けた窓口担当課は、申請のあった月の翌月の末日までに、申請者に対して、(3)の様式第4号による確認回答の写し及び受付印を押した申請書の写しを添えて、1の通知を行うものとする。

(5)窓口担当課は、1の通知の施行の日から起算して10年間申請書を保管するものとする。

第6 環境保全型農業直接支払交付金との連携

- 1 環境保全型農業直接支払交付金を実施するために県が定める慣行レベル（以下「環境慣行レベル」という。）についても、特別栽培農産物の基準となる地域慣行レベルとする。
- 2 環境慣行レベルを定めた場合、担当普及課は、市町村長あて通知文書の写しを添付し、窓口担当課あてに通知する。

第7 申請受付台帳及び地域慣行レベル台帳

- 1 窓口担当課は、申請受付台帳（様式第5号）及び地域慣行レベル台帳（様式第6号）を備えるものとする。
- 2 窓口担当課は、第3で提出のあった申請書が形式要件を満たしている場合は受け付けし、申請受付台帳に申請事項を記載するものとする。
- 3 窓口担当課は、第5の1で通知したもののうち（1）及び（2）にあつては、該当するものについて、地域慣行レベル台帳に必要事項を記載するものとし、（3）については、既に記載した内容を補正するものとする。
- 4 窓口担当課は、第6の2の通知を受けた場合、2及び3に準じて申請受付台帳及び地域慣行レベル台帳に必要事項を記載するものとする。

第8 地域慣行レベルの公表

窓口担当課は、第7の地域慣行レベル台帳を、愛知県民情報システム運営管理要領に基づくネットあいちにより、公表するものとする。

第9 地域慣行レベルの変更

- 1 地域慣行レベルは、以下の事項を考慮し、必要に応じて変更することができる。
 - (1) 環境保全型農業技術の確立及び普及
 - (2) 侵入病害虫等新たな病害虫の発生
 - (3) 節減対象農薬から除外される化学合成農薬の変更
 - (4) その他地域慣行レベルの変更が必要と認められる場合
- 2 第2の2により、県が策定慣行レベルを策定した場合、当該地域慣行レベルは、策定慣行レベルの適用の日に効力を失う。
- 3 1の変更を行った場合及び2により地域慣行レベルが効力を失った場合、窓口担当課は、第8により公表した地域慣行レベル台帳を速やかに変更するものとする。

第10 地域慣行レベルの照会窓口

地域慣行レベルに関する照会には、原則として、窓口担当課が対応するものとし、栽培内容等技術的なものは、担当普及課が対応するものとする。

その際、第5の2の（3）の様式第4号による確認回答内容については、公表できるものとする。

第11 報告

農林水産事務所長は、毎年度4月15日までに、前年度に新たに記載した申請受付台帳及び当該年度4月1日時点で有効な地域慣行レベル台帳を農業水産局長に報告するものとする。

なお、この報告は、Microsoft Excelによるデジタルデータにより行うものとする。

附 則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

なお、地域慣行レベルのうち、平成 25 年 3 月 21 日付け 24 園産第 694 号で通知した策定慣行レベルの対象農産物に関するものについては、その有効期限に関わらず、策定慣行レベルの適用の日の前日までその効力を有するものとし、適用の日に効力を失う。

附 則 この要領は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。